

盛岡広域振興局長告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成23年1月28日

盛岡広域振興局長 中 田 光 雄

- 1 路線名 元木江刈内線
- 2 供用開始の区間 岩手郡岩手町大字江刈内第30地割字甲子88番4地先から41番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成23年1月28日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 盛岡広域振興局土木部岩手土木センター
 - (2) 期間 平成23年1月28日から同年2月28日まで